

令和8年度
生徒心得



東京都立小笠原高等学校

1 学校生活について

(1) 上履き

上履きと下履きの区別をはっきりつけ、土足・裸足で校内に立ち入らない。上履きは安全確保のため運動靴等かかとのある履物とする。

(2) 清掃

自分たちが使う場所は、清潔を保つよう清掃を行う。

(3) 身だしなみ

頭髪の染色・脱色を禁止する。

2 部活動等に関する規定

[基本的な考え]

「生徒の自主性を育てる教育」を根幹とし、生徒が安心して有意義な学校生活を送ることをめざす。社会のルール・マナーを遵守し、責任を果たす精神を身につける。

ア 基本的なマナーを身に付ける。

イ 生徒自ら決めた入部に責任を持たせ、日ごろの活動が熱心なものになるように取り組む。

(1) 部活動について

ア 部活動に伴う鍵管理は各顧問が行う。

イ 部活動を行う場合は顧問の教員と確認の上、活動すること。

ウ 活動時間は完全下校を守らせられる以下の時間までに終了すること。

・平日 17時45分

・それ以外 17時00分

※完全下校とは最低限正門の外に出ることである。

エ 部活動の延長は原則として認めない。

オ 定期考査1週間前は活動禁止を原則とする。但し公式試合・発表会等の期日が近く、学校が活動を認めた場合は、定期考査に支障のない範囲で生活指導部に届け出る。

カ 対外試合および休日・祝日の活動は、決定次第速やかに生活指導部に特別活動届を届け出る。

キ 項目オ・カの届け出については特別活動届を生活指導部に提出する。

ク 部・同好会の一斉部会は学校行事（4月）に準じて実施する。

(2) 部・同好会の成立と存続について

ア 同好会の設立

①発起人（生徒）4名以上が「①顧問依頼書」と「②年間活動計画表」を作成し、顧問を引き受ける教員へ提出し、承諾を得る。

②発起人は、生徒会会長へ①と②を提出し、生徒会執行部の承認を得る。

③生徒会執行部は生活指導部に①と②を提出し、企画調整会議に諮る。

④企画調整会議の承認を経て、同好会として発足し、発起人の入会を許可する。

イ 部の設立（生徒が部昇格を希望する場合）

①入会生徒が4名以上かつ複数の教員の顧問承諾があり、活動実績報告書や活動状況などを踏まえたうえで、生徒会執行部で部設立について審議する。

②生徒会執行部で承認された後、生徒会執行部が生徒総会に諮り承認を得る。

③生活指導部は、生徒総会の結果を企画調整会議に諮り、校長が決定する。

④部として新設された団体は、新年度から部として活動開始とする。

ウ 同好会への降格と廃部

部員、会員が著しく減り活動が不可能である、または活動が行われていない部・同好会は、生徒会及び生活指導部が顧問と調整し、企画調整会議を経て同好会への降格または廃部とする。

エ 前年度より引き続き存続する部 同好会

- ② 部は、(2)ウ以外は存続する。生活指導部が顧問の割り当てについて調整し、生徒に発表する。
- ②同好会の設置は、「本年度限り」とする。(例えば、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)次年度も設置を希望する場合、現主顧問は本年度2月末日までにその希望を「生活指導部 部活動担当教員」へ伝えなければならない。ただし、次年度部活動となる同好会は除く。生活指導部が顧問の割り当てについて調整し、生徒に発表する。

(3) 入部について

2つ以上の部・同好会の兼部を希望する場合は、該当するすべての部・同好会の主顧問に許可を得ること。

運動部	チアリーディング部、バドミントン部、テニス部 バレーボール部、サッカー部
文化部	音楽部、写真部、イラスト部、自然保護研究会

(4) 部活動の活動について

- ア 平日（放課後）に活動を行う部活動、同好会は、顧問の教員と確認の上、活動すること。
- イ 土曜・日曜・祝祭日・休業日・時間外（朝練、昼練）に活動を行う部活動、同好会は、下記の手続きを経て活動する。
 - ①特別活動届を提出する。
 - ②届け出は生活指導部教員へ提出する。
 - ③生活指導部は副校長の承認印をもらい、経営企画室へ提出する。
 - ④届けは活動日前日の16時00分までに提出する。日曜日に活動する場合は金曜日までに提出する。
 - ⑤活動開始時と終了時に警備員に連絡する。
- ウ 顧問が管理する。
- エ 鍵の管理、活動終了後利用施設の清掃や復元、整理整頓をし、顧問が確認をする。

(5) 遠征について

- ア 遠征の位置づけ
他校との交流の中で、日頃の練習の成果を発揮して多くのことを学ぶ機会とする。遠征はあくまでも学校生活の一部であり、遠征のために学校生活の基本である授業や行事がおろそかになってはならない。
- イ 遠征の条件
 - ①参加する大会は、高体連や高文連が主催する大会に限る。(または、それに準ずる大会)
 - ②継続して定期的に活動している部であること。
 - ③遠征参加者は、入部手続きを経た者に限る。
 - ④以下の参加資格を逸脱する場合は顧問会議にかけ、承認を得なければならない。

〈参加資格〉

- a.部員の学習状況及び生活態度が良好であること。
- b.部活への取組状況が良好であること。
- ⑤学期中の遠征の可否及び期間については、企画調整会議に諮り、校長が決定する。
- ⑥遠征の出発日は、参加予定の大会に最も近い船便とする。
- ⑦遠征に関する公欠扱いについては、以下のとおりとする。
〈往路〉15時出港の場合、午後から公欠扱いとする。

〈復路〉11時入港の場合、午前まで公欠扱いとする。

入出港で遅れがある場合は、追って協議する。

⑧遠征期間中は学校生活の一部であるため、教科担当者の指示に従いオンライン授業等の学習活動に取り組みなければならない。また、授業時間においては滞在先から外出せずに、学習に取り組む。

⑨遠征先で緊急時に対応できる保護者または、保護者代理の大人がいること。

ウ 遠征中の行動

①学校の代表として自覚を持ち、行動すること。

②高校生として不適当な遊技場・飲食店等に入入りしてはならない。

③遠征中は出来る限り集団行動をとる。

3 アルバイトに関する規定

(1) アルバイトについては保護者からの届出制とする。

(2) 届出は、本校所定の届出用紙に必要事項を記入し、保護者捺印の上、担任を経て生活指導部に届ける。なお、酒類を提供する飲食店に従事する場合は、保護者と飲食店の代表者の二者が了承していることを証明する届け出用紙も併せて提出する。

(3) アルバイト先の変更の際も、その都度、届を提出する。

4 通学について

(1) 通学は原則として徒歩で行い、自転車・バイクについては許可制とする。

なお、安全に配慮した履物（ギョサンは禁止）で登校すること。

(2) 通学中は交通法規等を遵守し、安全に登校する。

(3) スケートボード・キックボード・ローラーシューズ等での通学は通学時の安全を確保する観点から禁止する。

5 自転車通学について

(1) 自転車通学については許可制とし、次の条件を満たした場合に許可する。

ア 保護者同意の上、自転車通学許可願・自転車損害賠償保険等の写しを提出する。
生活指導部に自転車用ヘルメットの確認を取る。

イ 自転車通学に関する以下の事項を守る。

①日頃から整備・点検を行い、安全に走行できるよう努める。

②二人乗りや並列走行などの交通違反をしない。

③自転車置き場に整列して駐輪する。

④ヘルメットを着用する。

(2) 自転車通学に関する手続きの流れ

ア 新規に自転車通学を希望する生徒及び前年度から継続して自転車通学を希望する生徒は、担任に申し出て、自転車通学許可願を受け取る。

イ 必要事項を記入し、保護者が署名した自転車通学許可願を担任に提出する。

ウ 提出された自転車通学許可願を担任及び生活指導部で確認し、学校長の承認を得る。

6 バイク通学について

(1) バイク通学については許可制とし、次の条件を満たした場合に限る。

ア 学校で開催する交通安全教室（3月）に参加していること。

イ 以下の書類すべてを生活指導部へ提出すること。

- | | |
|----------------|-------------|
| ①免許証（コピー後、返却） | ④自賠責保険証書の写し |
| ②バイク通学申請書及び誓約書 | ⑤任意保険証書等の写し |
| ③バイク登録届 | ⑥標識交付証明書の写し |

(2) 次に書かれている誓約事項を常に心得ていること。

誓 約 事 項

下記のバイク通学に関する誓約事項に反した場合は、学校が定める期間、バイク通学が禁止される。または、「バイク通学申請書及び誓約書・バイク登録届」、「自賠責保険証書の写し」、「任意保険証書の写し」「標識交付証明書の写し」が返却され、在学中のバイク通学が禁止されることに同意する。

- 1.保護者および学校の指導に従う。
- 2.「バイク登録届」に記載されているバイクで通学し、それ以外のバイクでの通学は行わない。
- 3.通学に使用するバイクは原付免許で運転可能なバイクに限る。
- 4.整備不良のバイクでの通学はしない。
- 5.自賠責保険の他、任意保険に必ず加入する。
- 6.ヘルメットを正しく着用し、バイクの運転に適した服装をする。
- 7.校内では徐行する。
- 8.体育の授業等で校外に移動する際は、バイクの使用はバイク通学許可者に限る。
- 9.学校行事で校外に出かける際は、原則としてバイクを使用しない。
- 10.校外にバイクを駐車して通学しない。
- 11.交通法規を遵守し、マナーを守って安全運転をする。
- 12.無届けのバイク通学はしない。
- 13.無免許運転や飲酒運転、人身事故など悪質な違反や重大な事故を起こさない。
- 14.バイク通学者は遅刻がかさんだ場合、通学許可を取り消されることに同意する。
- 15.授業中・休み時間などに校外へ無断で外出してバイクを運転しない。
- 16.特別指導があった場合、通学許可を取り消されることに同意する。

7 特別指導に関する規定

次の行為があった場合、特別指導を行う。

- (1) 飲酒、喫煙、暴力、暴言などの行為。
- (2) 考査不正など学生の本分に反する行為。
- (3) 学校の物品や施設を故意に破壊する行為。
- (4) その他、社会的な秩序、良識などから著しく逸脱した行為。